

## ■レンタルボート利用規約■

### 〈利用資格について〉

1. 満25歳以上の方
2. ボート:1級、2級(5海里限定以上)の小型船舶操縦士免許を所有している方  
マリンジェット:特殊小型船舶操縦士免許を所有している方

### 〈予約について〉

1. 予約は、利用予定日の3か月前から利用予定3日前(但し土日祝は日数に含まない)の17時まで受け付けております。(予約は会員お一人様一度に1日を制限とさせていただきます。)
2. 予約キャンセルは前日の12時までにご連絡頂ければキャンセル料は発生しません。それ以降のキャンセルにつきましては利用料金の100%が発生します。悪天候(雨天、強風、高波等)によるキャンセル料は発生しません。土日祝日および特別日のキャンセルはご遠慮下さい。
3. レンタルについてのお問い合わせ及びご予約等は、当社ホームページ又はお電話にてお願いいたします。  
※お客様にお願い申し上げます。  
ご予約を頂いておりましたも**不慮の事故等により弊社よりキャンセルや艇の変更をお願いする場合がございますのであらかじめご了承下さい。**

### 〈利用について〉

1. 本人及びビジターにおいて下記の方はご利用できませんのでご了承下さい。  
発見した場合はご利用を中止させていただきます。
  - ① 指定暴力団等の反社会的団体の構成員及びその関係者の方のご利用はお断り致します。
  - ② 身体に障害のある方は設備の都合上安全面を確保することができませんのでご遠慮下さい。
2. レンタルボートの利用時間については下記の通りとします。必ず営業時間内に帰港して下さい。  
営業時間:8:00~17:00(毎週火曜日は貸出不可。但し、ボートについては時間・曜日の相談可能です。)  
※営業時間外の帰港が続く会員の方は管理者の判断により、会員資格の一時停止又は除名をする場合がございます。
3. 出航から帰港まで
  - ① 出航前
    - (1) 予約時間30分前よりワンピカ事務所若しくは現地にて利用申込書のご記入、乗船免責同意書のご署名を頂きます。(同乗者がいる場合は全ての方にご署名頂きます。)
    - (2) 利用料金のお支払い(オンライン決済等で既にお支払いを済ませられている方は除きます。)
    - (3) 船舶操縦に必要な免許証の確認をさせていただきます。当日お忘れになった場合、又は免許証が失効している場合にはご利用頂くことができません。その際のご利用料金については返金いたしませんので必ず有効期限のご確認をお願いします。
    - (4) 鍵及び検査証等をお渡します。
    - (5) レンタルボート・マリンジェットの点検(プロペラ、傷、ガソリン量、法定備品等)確認をお願い致します。
    - (6) 乗船の際は必ずライフジャケットを着用して下さい。
    - (7) 操船要領及び注意事項等のご説明をさせていただきます。(初めてのご利用の方は30分程度の操船技量の確認をさせていただきますのでご了承下さい。)
  - ② 帰港後
    - (1) レンタルボート・マリンジェット洗艇をお願い致します。(ゴミはお持ち帰り下さい。)
    - (2) レンタルボート・マリンジェットの点検、現状確認(プロペラ、傷、エンジン、法定備品等の損傷チェック)を致します。
    - (3) 航行範囲の確認をさせていただきます。
    - (4) マリンジェット車両の上下架料については弊社指定マリーナにてご精算下さい。

(参考金額：税込約2,000円/回)

- (5) 帰港後の給油(満タン)については弊社指定マリーナにて実費ご精算下さい。
- (6) 延長料金等が発生した場合は現地にてご精算ください。
- (7) 鍵及び検査証等の返却は現地にてお願いします。

4. 航行区域は海岸から5海里までの範囲とします。

5. 出航停止基準

- ① 注意報異常が発令されている場合は出航を停止させていただきます。
- ② 強風、高波等が予想される地域への出航を停止させていただきます。

6. ご利用に関して下記の行為は禁止しております。発見した場合はご利用をお断り致します。

- ① 水器具の持ち込み
- ② サザエ、アワビ等の採捕
- ③ 航行区域違反及び徐行区域違反
- ④ ボート賃貸業、遊覧船事業等の営業行為
- ⑤ 定置網等の漁業施設付近での釣りやスピード航走行為
- ⑥ 空き缶、ビニール袋や釣り仕掛けなどゴミの不法投棄
- ⑦ 遊泳区域への侵入
- ⑧ 岸への乗り上げ
- ⑨ 飲酒運転
- ⑩ 定員オーバー
- ⑪ ペットの同乗
- ⑫ マリンジェットのみた貸し
- ⑬ その他迷惑行為

7. 緊急時などの連絡手段として必ず携帯電話(防水パック必要)などの有効な通話手段を準備して下さい。

8. 故障、事故について

- ① 事故が発生した場合は、海上保安部に通報するとともに救助活動を行います。
- ② ボートは利用に際しヨット・モーターボート総合保険の船体条項、賠償責任条項、搭乗者傷害危険補償特約及び捜索救助費用補償特約に加入しています。
- ③ 事故発生による損害については、上記保険を適用します。ただし弊社が定めるお客様負担額については、会員の負担となります。
- ④ 故障、事故については、会社による故意または明らかな過失があった場合を除き、会員がその賠償の責任を負うものとします。
- ⑤ 航行中の故障において、下記の場合については会員の不注意による故障等とみなし、会員が全ての賠償(修理費用の全額)責任を負うものとします。(捜索・救助にかかった費用を含みます。)
  - (1) オーバーヒートによるエンジン等の損傷
  - (2) 流木、座礁等によるプロペラ及び船体等の損傷
  - (3) その他、出航前点検から変化を生じた場合

◎法令違反(定員、船法、免許)等は、全て船長の責任となります。法を守り安全第一でのご利用をお願い致します。